



中田 芳典さん  
(視覚障害者)



【障害があるからといった理由で、人間の尊厳を失ってはいけません】

「27歳の時に視力を失ったので、これまで視力があつた生活と視力を失つた生活とでは半々になります。今、心が通い合う仲間とともに、人生を豊かに楽しく過ごしています。」と語つた中田さんは、「自身で作つた曲「たんぼぼ」を演奏されました。

自分の個性を その生き方を

素直に表現して生きています。



北島 由美さん  
(リトミック  
研究センター)



【心が開放されるって素晴らしい】

「リトミックから見えてくるもの」と題して、講演をお聞きするとともに、実際にリトミックを体験しました。参加者の多くは、自分の殻を打ち破つて、楽しみながら取り組んでいました。

参加者の声より



「リトミックを通して心が開放される意味や価値」、「他者への思いやりによりお互いのよさを引き出すことができること」などを実感として学ぶことができました。五感を使って自己を表現できる喜び(リトミックのよさ)をもっと広めていきたいです。



大池 昌弘さん  
(中信教育事務所  
生涯学習課 指導主事)



【コミュニケーション力を活かしていくために】

「参加体験型学習」のアプローチは多種多様ですが、今回は、対人関係を支える基礎となる「コミュニケーション」に目を向けた演習に取り組んでみました。

一人一人のコミュニケーション力が

活かされ、主体的かつ共感的な語り合いが生まれやすい「ワールドカフェ方式」を取り入れて、いくつかのテーマについて考え合つてみました。すると、互いの意見を尊重し合い、すり合わせながらより深く議論し合うことができました。



白鳥 貴文さん  
(東信教育事務所  
生涯学習課 指導主事)



【テーマを据えた参加体験型学習】

被差別、加差別の立場になってみよう。どんな気づきがあるだろうか。現在の人権の問題を考えてみよう。方向性は出るだろうか。

今回は、この二つをテーマに据えて、アクティビティを行いました。その中で、全員の宝物になつたお話を紹介します。「重い障害を持って生まれてきた孫が6歳でなくなつてしまつたが、その子のおかげで家族みんながうんと優しくなれた。その子は宝物です。」



# 「地域リーダー」を中心に学び合う人権教育をめざして

人権教育のより一層の充実を図るために、本県では、「人権教育振興事業」として、6つの推進事業を設け、「地域リーダーを育てる重層的な支援と地域住民の人権意識の高揚」に力を注いでいます。

「地域リーダー」とは、地域やコミュニティにおける人権教育や人権啓発をコーディネートしていく推進役のことです。

具体的には、まず「社会人権教育市町村担当者会」があります。地域リーダーとなる市町村の人権教育担当者が、各地区の人権教育の現状

と課題について情報交換し、共通理解を図るとともに、年間計画や研修会の開催方法を協議するなどしています。

2つ目は、「社会人権教育研究協議会(研修会)」です。地域リーダーが、講師から人権教育の現状と課題あるいは推進のあり方について学ぶとともに、各地区の実践の交流を通じて相互に学び合う研修会です。

3つ目は、「社会人権教育リーダー養成講座」です。各市町村から推薦された地域リーダーが、地域の実情に応じ、特にマイノリティーの立場にある住民のニーズに合った人権教育講座を開設できるように、参加体験型の学習方法を中心に研修を積み重ね、資質を向上することをめざしています。

4つ目は、「社会人権教育リーダー研修会」です。全県から集まった地域リーダーが、全国で活躍している専門講師から最新の情報や最先端の指導方法を学ぶとともに、分科会にて個別の人権課題について研修し、全県を通じての人権教育の現状と課題を共有し合うことを目的としています。

5つ目は、「人権教育指導方法等研究会」です。地域リーダーに対して指導・助言する立場にある指導主事や人権教育担当教員が、人権教育の指導内容や参加体験型の学習システムを取り入れた指導方法を明らかにし、人権教育の推進に寄与していくことを目的として取り組んでいます。

これらの5つの推進事業を重層的に設定し、また継続的に取り組んでいくことを通して、地域リーダーの資質やコーディネート力が向上し、それによって地域住民の人権意識の高揚が図られることを願っています。

最後に、6つ目として、「人権教育促進事業補助金の交付」を実施しています。各市町村の要請に応じて、県が補助金を支援することにより、人権教育の推進を図ろうとするものです。

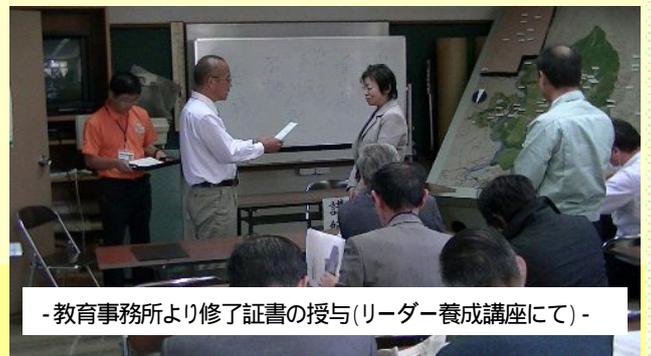
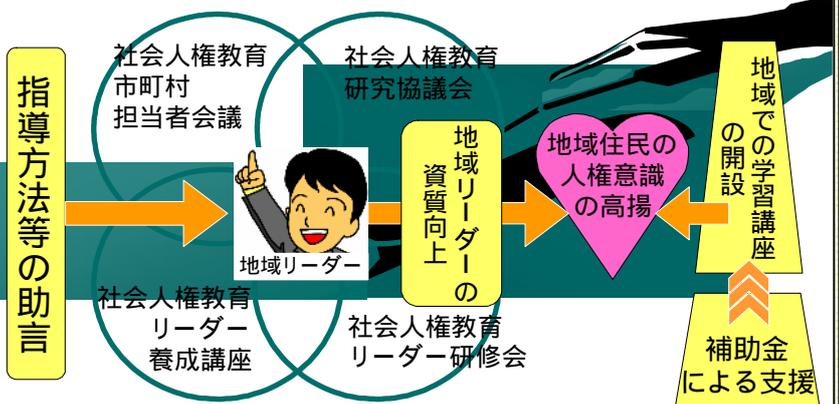
このような「地域リーダーを育てる重層的な支援と地域に根ざした人権教育講座の開設に寄せる支援」を草の根活動的にくり返し、積み重ねていくことが大切であると考えています。



## 県の取組は...

### 人権教育振興事業

### 地域リーダーを育てる重層的な支援と地域住民の人権意識の高揚



# 支える人 支えられる人 支え合う輪

## 夢の「カフェ」を

12月としては暖かな日の午前。青いバンダナにエプロン姿のAさんは、お湯を沸かしたり、カップを用意したり、忙しく動いています。これから「燦(さん) サンカフェ」の開店です。



Aさんのカフェは、松本市にある地域活動支援センター「燦メンタルクラブ」の一角にあります。Aさんはここで、月2回、ボランティアとしてカフェを開き、自慢の一杯を利用者の皆さんに提供しています。

今ではこの日待つ「常連さん」がたくさんいて、燦々と陽光が降り注ぐ明るいテラスは、思い思いに過ごす利用者の方でいっぱいです。

準備ができていよいよ開店。さっそく注文が入ります。Aさんは、「今日はこれから仕事ですか?」と、こやかに会話しながら、大切に一杯を作っていきます。

ここは、Aさんの夢のカフェ。想いがつまっているのです。



## 「自分の夢を叶えよう」

Aさんと「燦メンタルクラブ」との出会い、「利用者として」でした。Aさんは、自分の思い通りにならない心に、ずっと思い悩んできました。「一生懸命に仕事をしようとしているのに、どうしても体が動かない」ということがあり、そのために、それまでの仕事である鮮魚の販売を辞めて、何度か仕事も変えなくてはなり

ませんでした。そんな中、意を決して訪れた病院で、Aさんは「統合失調症」の診断を受けます。そして入院。病と闘う日々が始まります。その一方で、Aさんはほっとしてしまいました。診断を聞いて、今まで生活の中で感じていた肩の重荷が、ふっと軽くなったからでした。Aさんは、「これまでの自分」を受け入れられるようになりました。そして、治療も効果を発揮し、次第に回復していく中で、「これからは好きな事をやろう」と思うようになりました。自分の好きな事。それは、高校生の頃より夢に描いていた「喫茶店のマスター」でした。

## 支えられる側から支える側へ

退院したAさんは、自宅療養を始めました。しかし、この病気は一進一退を繰り返す事もあり、調子の悪いときは部屋から外に出られない日が続きます。でも、夢を叶えたいAさんは、「自分の生活を確立しよう」という思いを強くして、燦メンタルクラブに顔を出すようにしました。そこには、Aさんと同様に心身の激しい変調に苦しみながらも、それに負けずに、外の世界へ踏み出して生活しようと努力している仲間と、それを支える人たちがいました。

燦メンタルクラブは、障害者自立支援法に基づく「地域活動支援センター」です。精神保健福祉士、臨床心理士などのスタッフが配置され、病が原因で孤立化してしまう人たちのよりどころになって、地域の中で暮らしていくための自立支援をしています。Aさんも、燦メンタルクラブに通う中



で、「当事者の居場所づくり」に関心を持つようになりしました。もしかしたら、「カフェ」でそれができるのではないだろうか。その事をスタッフに相談すると、「場所は提供するから、ボランティアとしてぜひやってほしい」と言われました。当事者からボランティアへ。Aさんは、「『自分がこうしたい』事ができる参加型施設ということも、燦メンタルのよさです」と嬉しそうに話します。

Aさんはさっそく道具と材料を用意し、「カフェ・ボランティア」を始めました。こうしてAさんは、自分も病と付き合いながら、同じ病に苦しむ人を支える活動を始めていったのです。



## 「障害もその人の個性です。」

今、Aさんも、燦メンタルクラブスタッフの皆さんも、精神障害を持ちながら生活する人にとって大切なのは、次のことだと考えています。「精神障害の人も、ごく当たり前の安心できる暮らしを求めています。そのためには、障害を特別な事と考えない、地域の理解と人の支えが必要なんです。『障害のある〇〇さん』ではなく、『障害も〇〇さんの一部』なんです。そう見てもらえば、とても生きやすくなるんです」Aさんは言います。

「だから、私のカフェには、障害のあるなしでなく、みんなに来てもらいたいんです。特別なこと、としてではなく」

カップの湯気の向こうに、穏やかに笑うAさんの顔がありました。



# 国立療養所多磨全生園を訪ねて

感染症について正しい知識をもっていなかったり、思いこみでとらえてしまったりすることは偏見や差別を生みだします。ハンセン病は、感染症に対する偏見や差別に加え、国の誤った隔離政策により、長い間、「恐ろしい病気」「不治の病」として扱われてきたのです。

ハンセン病元患者の人権問題について共に考えてみましょう。全国に国立ハンセン病療養所は13カ所あり、そこに入所している方は2,275名(平成23年5月1日現在)います。そのひとつ、東京都東村山市にある多磨全生園を訪ねてみました。



## 柵の垣根は3m



道沿いに続く高さ1m程の柵の垣根  
昔は3mの高さがあつたそうです。柵を  
堺にして左側は国立療養所多磨全生園  
(たませんしょうえん)です。ここには  
ハンセン病元患者の方々が生活してい  
ます。ハンセン病は、化学療法導入以  
前、治癒がほとんど望めず、患者たちは  
「感染源」として考えられ、生涯を通じ  
て強制隔離されてきました。実際には  
療養所というより収容所といった方が  
その実情に当てはまります。強制作業  
逃走防止を目的とした懲戒検束、子ども  
をつくることを許されなかったことな  
ど、人として生きていく権利が踏みにじ  
られていたのです。  
これらは、高さが3mにも及び「柵の  
垣根」の内側で行われ、決して外部から

見られることはありませんでした。当時  
は、城柵のように周囲を取り巻いて、外  
界とのつながりを断ち切っていた垣根  
でしたが、今では1m程の高さになり、  
地域の人たちが自由に行き来していま  
す。このように悲しく切ない歴史が刻み  
込まれた全生園の中には、納骨堂があ  
り、故郷に帰れないでいる方たちの遺骨  
が数多く眠っています。

ハンセン病は感染症ですが、その感染  
力は非常に弱く、私たちが生活してい  
る現代の状況においては、ほとんど感染す  
ることはありません。しかし、元患者の  
方たちは、誤った隔離政策により「怖い  
病気」という偏見にさらされて、差別を  
受け続けてきました。この隔離政策は  
「らい予防法」という法律の下で進めら  
れてきました。平成8年になってようやく  
く廃止されましたが、ハンセン病元患者  
やその家族に対する偏見や差別は、今な  
お根強く残っています。

私たちは、ハンセン病問題に関する正  
しい知識を身につけ、偏見や差別をなく  
していくとともに、「感染者の人権」を  
意識しながら、身の回りの感染症につい  
て対処していくことが大切です。

### 知っていますか?

#### 伝染病予防法から

#### 感染症予防法へ

最近では伝染病でなく感染症という言  
葉が使われます。現在、伝染病は家畜  
のみに適応される言葉です。

以前、感染症に関わる法律は「伝染  
病予防法(明治30年制定)」でした。  
感染の拡大や社会を守ることがその中  
心であり、感染者の人権を考えた対応  
や治つた後の社会復帰については考え  
られていませんでした。

この反省を含めてつくられたのが「感  
染症予防法(平成10年制定)」です。  
感染症と必要な対策はしっかりおこ  
ない、感染者の人権を守ることや新た  
に発生する感染症に柔軟に対応するこ  
とがその中心です。この法律に基づい  
て作成された長野県の感染症予防計画  
には、「感染症の患者等を社会から切り  
離すといった視点ではなく、感染症の  
予防と患者等の人権の尊重の両立を基  
本とする観点から、患者等の個人の意  
思や人権を尊重し、一人一人が安心し  
て社会生活を続けながら良質かつ適切  
な医療を受けられ、入院の措置が講じ  
られた場合には早期に社会復帰できる  
よう努める。」と明記されています。



# 新しい教科書を手にした時に…



入学式の前日。新1年生の教室で、新品の教科書を袋(教科書給与袋)に入れながら、A先生が次のように語りました。  
 「この真新しい教科書を手にした時、子どもたちはどんな表情を見せるのかな。どんな言葉を発するのかな。今から楽しみで仕方がないんです。」それから、A先生は、桜の花が描かれた給与袋を、小さな机の上にていねいに並べていました。



## - 教科書給与袋 -



文部科学省

### 裏

保護者の皆様へ  
 お子様の御入学おめでとうございます。  
 この教科書は、義務教育の児童・生徒に対し、国が償で配布しているものです。  
 この教科書の無償給与制度は、憲法に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代になう子供たちに対し、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いをこめて、その負担によって実施されております。  
 一年生として初めて教科書を手にする機会に、この制度にこめられた意義と願いをお子様にお伝えになり、教科書を大切に使うよう御指導いただければ幸いです。  
 文部科学省

<http://www.mext.go.jp/>

1270

毎年、小学校では、入学式の日、新しい教科書が新入生一人一人に配布されています。それらの教科書は、「にやうがくおめでとう」と記された教科書給与袋といっしょに配られます。その袋の裏側を見ると、次のような文部科学省からのメッセージが印刷されています。

保護者の皆様へ  
 お子様の入学おめでとうございます。  
 この教科書は、義務教育の児童・生徒に対し、国が無償で配布しているものです。  
 この教科書の無償給与制度は、憲法に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代になう子供たちに対し、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしい



(教科書を手にする1年生)

今では、当たり前になっている「教科書無償給与制度」ですが、戦後、国民的運動が積極的に繰り広げられていく中、

いという国民全体の願いをこめて、その負担によって実施されております。  
 一年生として初めて教科書を手にする機会に、この制度にこめられた意義と願いをお子様にお伝えになり、教科書を大切に使うよう、指導いただければ幸いです。  
 文部科学省

1963年に、「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」が国会にて可決されました。翌年、1964年より、義務教育(小・中学校)の現場において、教科書の無償給与が段階的に実施されていきました。そして、1969年、小学校一年生から中学三年生までの全員に、すべての教科書が無償給与されるようになったのです。

その背景には、部落解放同盟を核とした教科書無償闘争がありました。

戦後の新憲法では、「義務教育は無償」とされていましたが、実際には、教科書代や給食費を支払えず、学校を休まざるを得なかった子どもたちが数多くいたのです。そのような状況の中で、1961年に高知県のある部落から始まった「教科書の無償化を求める運動」は、自治体を動かし、やがて全国へと波及していきました。そして、教科書の無償化を実現させていったのです。

私たちは、このような先人の営みを、大人から子どもへとていねいに語り継いでいきたいものです。

シリーズ

# はっとしたその瞬間(とき)

けなされて育つと、子どもは、人をけなすようになる。

励ましてあげれば、子どもは、自信を持つようになる。

広い心で接すれば、キレる子にはならない。

認めてあげれば、子どもは、自分が好きになる。

見つめてあげれば、子どもは、頑張り屋になる。

和気あいあいとした家庭で育てば、

子どもは、この世の中はいいところだと思えるようになる。



ドロシー・ロー・ノルト

家庭教育と子育てに関するコンサルティングの第1人者です。

代表作の「子どもが育つ魔法の言葉」は、日本でもベストセラーとなりました。



これは、ドロシー・ロー・ノルトさんの「子どもが育つ魔法の言葉」(平野卿子:訳)より抜粋したのですが、これらの言葉には、「子育てのあり方」や「親子の関わり方」において、私たちが大切にしていきたい心構えが示されています。

小学校の卒業式の前日、Fさんが綴った日記です。Fさんとお母さんとの間で、何度も何度もくり返されてきた交わりの足跡(エピソード)が描かれています。

「お母さんへ」

私は、お母さんにとっても感謝しています。理由は、小学校の6年間、毎日毎日支えてくれたお母さんがいてくれたからこそ、無事に小学校生活を終えることができるからです。そういった感謝の気持ちを込めて、心に残っている思い出を綴りたいと思います。

一つ目は、2年生になる時の転校のことです。転校する前はあまり深く考えていませんでしたが、転校してみると、不安が大きくなってきました。その時、お母さんは、色々なことを気にかけてくれたり、考えてくれたりしました。そのおかげで、クラスの仲間とけじめたことを、今でも覚えています。

二つ目は、社会体育で取り組んでいるバレーボールのことです。私は、バレーボールを2年生の時からはじめて、最初は土・日だけという話だったのに、水・木と練習日が増えていき、週4回の送り迎えや対外試合の応援など、たくさんのお母さんにやってもらいました。一番嬉しかったのは、先日「地域選抜」に選ばれた時のことです。各チーム2名ずつという枠の中で、発表がおくられて、私は半分あきらめかけていました。でも、お母さんは、ずっと発表通知を信じて待ち続けてくれました。ポストに通知が入っていた日には、通学路の途中まで私を迎えに来てくれました。そして、まるで自分のことのように喜んでくれました。

私は、涙がこぼれそうでした。

こんなに素敵なお母さんがいてくれたからこそ、毎日が楽しくて、充実した小学校生活を送れたんだと思っています。お母さん、これからもどうぞよろしく願います。

(T小学校6年Fより)



## 長野県人権啓発センターをご活用下さい

しなの鉄道「屋代」駅「屋代高校前」駅から徒歩25分です。

人権啓発センターでは、人権に関する歴史的資料や生活の中に存在する人権問題に焦点を当てた資料等の展示、人権啓発ビデオ/DVD・パネルの貸出し、人権学習会等の啓発活動を行っています。また平成22年4月からは人権に関する総合相談を行っています。詳しくは人権センターにお尋ねいただくか、県のホームページをご覧ください。

〒387-0007 千曲市屋代字清水 260-6 (長野県立歴史館内)

TEL 026-274-2306

人権相談専用電話 026-274-3232

休館日: 月曜日・祝日の翌日・年末年始等、センターの定める日

